

医薬薬審発 0321 第 4 号
令和 7 年 3 月 21 日

各

都道府県知事 保健所設置市長 特別区長

 殿

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)

「家庭用品中の有害物質試験法について」の一部改正について

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 112 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき指定された有害物質については、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則（昭和 49 年厚生省令第 34 号）別表第 1 において定める基準に適合するかを公定の試験法により測定することとされており、「家庭用品中の有害物質試験法について」（令和 4 年 3 月 28 日付け薬生薬審発 0328 第 5 号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知。以下「試験法通知」という。）の別添「家庭用品中の有害物質試験法」において、基準に適合するかを判断するための公定試験法を定めています。

今般、分析精度の向上等を目的として、別添 1 新旧対照表のとおり試験法通知の一部改正を行いました。改正後の試験法通知の別添「家庭用品中の有害物質試験法」全文は別添 2 のとおりです。

つきましては、下記の点も踏まえつつ関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきよう、お願いいたします。

記

1. 改正の概要

ジベンゾ [a, h] アントラセン、ベンゾ [a] アントラセン及びベンゾ [a] ピレンの各試験法について、以下の改正を行った。

- (1) 現行の試験法においては、溶出溶媒として有害な試薬であるジクロロメタンを使用することとなっているが、より安全な試薬としてヘキサン、アセトン及びジエチルエーテルを用いる方法に改正する。
- (2) 現行の試験法においては、前処理での精製が不十分であり、分析時に夾^{きょう}雑物質による妨害や分析機器の汚染が生じることがあるため、それらを軽減させる効果

的な精製法を用いる方法に改正する。

- (3) ガスクロマトグラフィーのキャリアーガスとして、現行の試験法においてはヘリウムガスを使用することとなっているが、世界的なヘリウムガス不足及び価格高騰に対応するため、代替キャリアーガスとして窒素及び水素を使用可能とするための改正を行う。
- (4) その他所要の記載整備を行う。

2. 施行期日

令和8年4月1日